

愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領

令和4年5月

愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領

- 第1 この要領は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱（以下「要綱」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 要綱第6第2項に定める区域を限って発令できる区域は別表1のとおりとする。
- 第3 要綱第8第1項に定める光化学スモッグ緊急時協力工場は、別表2のとおりとし、同項に定めるばい煙排出量の減少とは、注意報発令に際し、速やかに所要の措置をとることができるように準備するとともに、適正な燃焼管理の徹底や不要不急の燃焼の自粛によるものとする。
- 第4 要綱第13に定める周知の方法は、別表3に掲げる周知文により行うものとする。
- 第5 予報及び注意報等の発令並びに解除の連絡系統は別図のとおりとする。

附 則

この要領は、昭和49年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

別表 1

発 令 区 域 の 区 分

区 域	対 象 市 町 村
名古屋区域	名古屋市
豊橋区域	豊橋市
岡崎区域	岡崎市
尾張北西区域	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
尾張北東区域	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
衣浦区域	半田市、刈谷市、阿久比町、東浦町、武豊町
東三河区域	豊川市、蒲郡市、新城市
海部区域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
西三河区域	碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田区域	豊田市
常滑区域	常滑市
知多北区域	東海市、大府市、知多市
尾張東区域	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
田原区域	田原市
南知多区域	南知多町、美浜町

備考 上記対象市町村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づく都市計画区域内の区域に限る。

別表 2

光化学スモッグ緊急時協力工場

区域	工 場 名	所 在 地
名 古 屋 区 域	日本碍子（株）名古屋事業所	名古屋市瑞穂区須田町
	中部鋼鈑（株）製造所	〃 中川区小碓通
	(株) U A C J 名古屋製造所	〃 港区千年
	(株) J E R A 新名古屋火力発電所	〃 〃 潮見町
	日清オイリオグループ（株）名古屋工場	〃 〃 〃
	東亞合成（株）名古屋工場	〃 〃 昭和町
	東レ（株）名古屋事業場	〃 〃 大江町
	ニチハ（株）名古屋工場	〃 〃 汐止町
	大同特殊鋼（株）星崎工場	〃 南区大同町
	ニチハマテックス（株）大江工場	〃 〃 加福町
豊 橋 区 域	アサヒビール（株）名古屋工場	〃 守山区西川原町
	トピ一工業（株）豊橋製造所	豊橋市明海町
	明海発電（株）	〃 明海町
	日東電工（株）豊橋事業所	〃 中原町
	三菱ケミカル（株）愛知事業所	〃 牛川通
岡 崎 区 域	吉野石膏（株）三河工場	〃 明海町
	フタバ産業（株）六ツ美工場 (株) ジェイテクト岡崎工場	岡崎市在家町 〃 市場町
尾 張 北 西 区 域	王子マテリア（株）祖父江工場	稻沢市祖父江町祖父江外平

区域	工 場 名	所 在 地
尾張北東区域	伊藤忠セラテック（株）山路工場 王子製紙（株）春日井工場 富士シリシア化学（株）春日井工場 住友理工（株）小牧製作所 日本碍子（株）小牧事業所 TOMATEC（株）小牧工場 クリオン（株）名古屋工場 (株) エコペーパー J P	瀬戸市東山路町 春日井市王子町 〃 高蔵寺町 小牧市東三丁目 〃 大字二重掘 〃 大字横内 尾張旭市下井町 〃 晴丘町
衣浦区域	J F E スチール（株）知多製造所 豊田ケミカルエンジニアリング（株） 日本碍子（株）知多事業所 A G C（株）愛知工場 東海カーボン（株）知多工場 日油（株）愛知事業所 ファイザー・ファーマ（株）名古屋工場 中山名古屋共同発電（株）名古屋発電所 中山名古屋共同発電（株）名古屋第二発電所 (株) J E R A碧南火力発電所	半田市川崎町 〃 日東町 〃 前潟町 知多郡武豊町 〃〃 〃〃 〃〃 〃〃 碧南市港南町
東三河区域	横浜ゴム（株）新城工場	新城市野田
海部区域	共英製鋼（株）名古屋事業所 (株) J E R A西名古屋火力発電所	海部郡飛島村 〃〃
西三河区域	(株) J E R A碧南火力発電所 フタバ産業（株）幸田工場	碧南市港南町 額田郡幸田町

区域	工 場 名	所 在 地
豊田区域	住友ゴム工業（株）名古屋工場 トヨタ自動車（株）本社及び本社工場 〃 元町工場 〃 上郷工場 〃 堤工場 〃 高岡工場	豊田市新生町 〃 トヨタ町 〃 元町 〃 大成町 〃 堤町 〃 本田町
知多北区域	愛知製鋼（株）知多工場 三洋化成工業（株）名古屋工場 日本製鉄（株）名古屋製鉄所 大同特殊鋼（株）鋼材生産本部知多工場 矢橋工業（株）名古屋事業部 東レ（株）東海工場 出光興産（株）愛知製油所 王子コーンスターク（株）名古屋工場 (株) J E R A 知多火力発電所 〃 知多第二火力発電所 E N E O S （株）製造部知多製造所	東海市荒尾町 〃 新宝町 〃 東海町 〃 元浜町 〃〃 〃 新宝町 知多市南浜町 〃 北浜町 〃〃 〃〃 〃〃
尾張東区域	トヨタ自動車（株）明知工場 〃 下山工場	みよし市明知町 〃 打越町
田原区域	東京製鐵（株）田原工場 (株) J E R A 渥美火力発電所 日鉄カーボン（株）田原製造所 フタバ産業（株）田原工場	田原市白浜 〃 小中山町 〃 緑が浜 〃〃

別表 3

周 知 事 項

予報の発令時

愛知県は〇月〇日〇時〇区域に光化学スモッグ予報を発令しました。

これは、大気中におけるオキシダント濃度が〇測定点で〇ppm を記録し、気象条件からみて、オキシダント濃度がやや高くなるおそれがあると予想されることによるものです。

発令区域の住民のかたは、注意報発令などの今後の情報に注意してください。また、目や喉に刺激を感じた人は、洗眼やうがいをするとともに、もよりの保健所、市役所、警察署等に連絡してください。

自動車を使用しているかたは、なるべく使用をやめて地下鉄、電車などを使用してください。

ばい煙を排出している工場等は、ばい煙の減少に協力してください。

注意報等の発令時

愛知県は〇月〇日〇時〇区域に光化学スモッグ注意報（警報・重大警報）を発令しました。これは、大気中におけるオキシダント濃度が〇測定点で〇ppm を記録したことによるものです。

発令区域内の住民のかたは、屋外になるべく出ないようにしてください。とくに保育園、幼稚園、小中高等学校などにおいては、園児、生徒等を屋内に避難させるようしてください。

目、喉などに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをするとともに、もよりの保健所、市役所、警察署等に連絡してください。

また、自動車を使用しているかたは、なるべく使用をやめて地下鉄、電車などを使用してください。

ばい煙を排出している工場等は、ばい煙の減少に協力してください。

重大警報（警報）の解除時

愛知県は、さきに〇区域に発令しました光化学スモッグ重大警報（警報）を〇月〇日〇時に解除しました。これは〇測定点で測定値が〇ppm 未満となり、また気象条件等からみても今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

なおひきつづき警報（注意報）は発令中ですのでご注意ください。

注意報の解除時

愛知県は、さきに〇区域に発令しました光化学スモッグ注意報を〇月〇日〇時に解除しました。これは〇測定点で測定値が 0.12ppm 未満となり、また気象条件等からみても今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

予報の解除時

愛知県は、さきに〇区域に発令しました光化学スモッグ予報を〇月〇日〇時に解除しました。これは気象条件等からみても、今後これ以上悪化するおそれがなくなったことによるものです。

別図 連 絡 系 統 図

- 6 -

